

○太良町成年後見制度利用支援事業実施要綱

令和2年12月11日

訓令第26号

太良町成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成24年太良町訓令第5号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、太良町内に居住する判断能力が十分でない高齢者、知的障害者、精神障害者(以下「要支援者」という。)の成年後見制度の利用を支援することにより、要支援者の権利擁護を図ることを目的とする。

(審判請求の種類)

第2条 審判請求の種類は次のとおりとする

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第7条に規定する後見開始の審判
- (2) 民法第11条に規定する保佐開始の審判
- (3) 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意を得なければならない旨の審判
- (4) 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する旨の審判
- (5) 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判(以下「補助開始の審判」という。)
- (6) 民法第17条第1項に規定する補助人の同意を得なければならない旨の審判
- (7) 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する旨の審判

(支援事業の内容)

第3条 支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき町長が行う審判の請求
- (2) 民法第7条の後見開始の審判、同法第11条の保佐開始の審判又は同法第15条第1項の補助開始の審判(以下「後見開始の審判等」という。)を請求する者又は当該者に代わり当該後見開始の審判等を請求する者による当該後見開始の審判等に要する費用(以下「審判請求費用」という。)に対する助成金の交付
- (3) 民法第862条(民法第852条、第876条の3第2項、第876条の5第2項、第876条の8第2項及び第876条の10第1項において準用する場合を含む。)の規定により審判の請求に基づき選任された成年後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人(以下「成年後見人等」という。)に付与する報酬(以下「報酬費用」という。)に対する助成金の交付

(審判請求における対象者)

第4条 町長が審判請求をする要支援者は、次の各号のいずれにも該当する者で、特に支援の必要があると認められたものとする。

(1) 判断能力が不十分な要支援者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 配偶者及び2親等以内の親族(以下「親族等」という。)がない者

イ 親族等による審判の請求の申し立てを拒否された者

ウ 親族等に虐待をされている者

エ 親族等と連絡がつかず、親族の支援が得られない状況にある者

(3) 本町に居住する者又は本町以外に居住する者のうち次のいずれかに該当する者

ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第13条第1項の規定による本町の住所地特例対象被保険者

イ 老人福祉法第5条の4第1項の規定により本町から福祉の措置を受けている者

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第19条の規定により、本町から介護給付費等を支給する旨の決定を受けている者

エ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条の規定により、本町を管轄する杵藤保健福祉事務所長が保護を決定し、当該保護を受け本町に居住している者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

(1) 介護保険法第13条第1項の規定により、本町以外の市区町村長が行う審判の請求の対象となる者

(2) 老人福祉法第5条の4第1項の規定により、本町以外の市区町村長が行う審判の請求の対象となる者

(3) 障害者総合支援法第19条の規定により、本町以外の市区町村長が行う審判の請求の対象となる者

(4) 生活保護法第19条の規定により、本町以外の都道府県知事、市長及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長が保護を決定し、当該保護を受けている者のうち、本町以外の居住する区域の市区町村長が行う審判の請求の対象となる者

(審判請求の判断基準)

第5条 町長は、町長が行う審判請求について必要性の有無を判断するに当たっては、次に

掲げる要件を総合的に勘案するものとする。

- (1) 要支援者の事理弁識能力
- (2) 要支援者の親族等の存否、当該親族などによる要支援者の保護の可能性及び当該親族などが審判の請求を行う意思の有無
- (3) 要支援者の健康状態、生活状況及び資産の状況
- (4) 行政等が行う各種政策及びサービス活用による要支援者に対する支援策の効果
- (5) 要支援者の成年後見人、被保佐人又は被補助人(以下「成年被後見人等」という。)及び任意後見契約(任意後見契約に関する法律(平成11年法律第150号)第2条第1号に規定する任意後見契約をいう。)の終結の有無。
- (6) その他町長が認める事項

2 町長は、要支援者において緊急やむを得ない事情が生じ、必要があると判断した時には、前項の調査を省略し、審判請求を行うことができるものとする。

(親族等への説明)

第6条 町長は、前条の規定に基づき、審判請求を行う必要があると判断した場合において、当該要支援者に親族等がいるときは、当該親族等に審判請求の必要性を説明し、親族等による請求を促すものとする。

(審判請求費用の負担)

第7条 町長は、町長が行う審判請求の費用について、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第1項の規定により、負担するものとする。

2 町長は、町長が行う審判請求費用について、要支援者の収入、資産等の状況から、当該審判請求費用の全部又は一部を当該要支援者に負担させることが適当と認めたときは、裁判所に対して、家事事件手続法第28条の規定による当該費用の負担の申立てを行うものとする。

3 家庭裁判所が前項の審判請求費用の全部又は一部を負担すべきと認めた場合は、町長は要支援者及び関係者に対し、当該費用を求償するものとする。

(審判請求費用助成の対象者)

第8条 審判請求の助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する成年後見人等に係る後見開始の審判等を請求した者とする。

- (1) 審判請求費用助成を申請した日(助成を申請する前に審判の対象者が死亡した場合には、当該死亡した日)に審判の対象となる者が太良町に居住地を有する者
- (2) 次のいずれかに該当する者

ア 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者

イ 資産、収入等の状況からアに準ずると町長が認める者

(審判請求費用助成の申請)

第9条 審判請求費用助成を申請できる者は、要支援者又は要支援者の成年後見人等(以下、「申請者」という。)とする。

2 成年後見制度審判請求費用助成申請書(様式第1号)に、資産等の状況がわかる書類を添えて町長に申請しなければならない。

3 申請者は、成年後見人等の審判決定の日から1年以内に町長に申請しなければならない。

4 申請者は、第2項に規定する申請書に書かれている書類を添付し町長に申請しなければならない。

(審判請求費用助成の対象)

第10条 審判請求費用に係る助成の支給対象額は、審判請求に要した次に掲げる費用の額とする。

(1) 郵便切手代

(2) 収入印紙代

(3) 診断書料

(4) 鑑定料

(審判請求費用助成の決定)

第11条 町長は、第9条の規定による申請を受けたときは、申請書、添付書類及び当該申請に係る要支援者の資産状況等の実態を調査し、助成の可否を決定する。

2 町長は、助成の決定を行ったときは、審判請求費用助成申請者に対し、成年後見制度審判請求費用助成決定(却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(報酬費用助成の対象者)

第12条 町長は、成年後見人等で次の各号のいずれかに該当するものに対し、成年後見人等に対する報酬について助成するものとする。

(1) 生活保護受給者

(2) 活用できる資産、貯蓄がなく、後見人等の報酬の全部又は一部の助成を受けなければ成年後見制度の活用が困難な者

(3) その他町長が認める者

2 成年後見人等が成年被後見人等の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹である場合は、前項の規定にかかわらず、成年後見人等報酬費用助成を行わないこととする。

(報酬費用助成の額)

第13条 助成の対象となる費用は、成年後見人等に対する報酬付与の審判で決定された報酬の全部又は一部とし、次の各号の金額を上限とする。

- (1) 在宅の者 月額28,000円
- (2) 施設入所中の者 月額18,000円

- 2 前項の規定により助成額を算出する場合において1月に満たない日数があるときは、当該1月に満たない日数に係る助成額は、日割計算により算出するものとする。ただし、その額に1円未満の端数が生じた場合にあっては、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 要支援者が助成対象期間に施設等の入所期間とそのほかの期間が混在するときは、全日施設等に入所しているときは18,000円、施設等に入所していない日が1日以上ある月はその月の上限額を28,000円とし、これを合算して全助成額対象期間の上限額を求める。
- 4 令和2年3月31日以前分の報酬については助成の対象としない。

(報酬費用助成対象期間)

第14条 助成対象期間は、成年後見人等が行った一定期間の成年後見等の事務に対して、事後にその報酬額が決定するという報酬付与の審判の特性に鑑み、報酬付与の審判によって決定された報酬対象期間とする。

(報酬費用助成金の交付申請等)

第15条 成年後見人等の報酬の助成を申請できる者は、要支援者又は要支援者の成年後見人等(以下「申請者」という。)とする。

- 2 報酬付与の審判により家庭裁判所が報酬額を決定し、申請者が助成を受けようとするときは、成年後見人等の報酬助成申請書(様式第3号)により、報酬付与の審判決定の日から1年以内に町長に申請しなければならない。
- 3 助成を受けようとする申請者が報酬付与の審判申立を行ったときは、前項の規定にかかわらず、報酬付与の審判申立後に成年後見人等の報酬助成申請書(様式第3号)により、町長に申請することができる。
- 4 申請者は、前第2項及び第3項に規定する申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、前項による申請の場合は、第4号の報酬付与の審判決定書の写しは報酬付与の審判が行われた後に速やかに提出しなければならない。
 - (1) 公的年金等の源泉徴収票の写し等の収入の判明する書類
 - (2) 金銭出納簿及び領収書の写しなどの必要経費の判明する書類
 - (3) 財産目録等の写しなどの資産状況の判明する書類

- (4) 報酬付与の審判定定書の写し
 - (5) 成年後見人との登記事項証明書の写し
 - (6) 生活保護を受けている場合はその証明書
 - (7) その他町長が必要と認める書類
- (報酬費用助成金の決定)

第16条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、成年後見人等の報酬助成申請書、添付書類及び当該申請に係る要支援者の資産状況等の実態を調査し、助成の可否を決定する。

2 町長は、助成の決定を行ったときは、申請者に対し、成年後見人等の報酬助成決定(却下)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(審判請求費用・報酬費用助成金の支払い)

第17条 助成の決定を受けた申請者は、成年後見人等の審判請求費用・報酬費用助成金請求書(様式第5号)により、当該決定された助成金を請求することができる。

2 助成金の支払いは、前項の請求に基づき要支援者名義の口座への口座振り込みによって行うものとする。

(成年後見人等の責務)

第18条 助成金は、成年後見人等の報酬以外の目的に使用してはならない。

(報告義務)

第19条 助成の決定を受けたものは、第12条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき、又は資産状況若しくは生活状況等に変更が生じたときは、成年後見制度利用支援事業報酬助成金支給中止(変更)届(様式第6号)に該当事実を確認できる書類を添えて、速やかに町長に届け出なければならない。

(報酬費用助成金の中止等)

第20条 町長は、成年被後見人等が次の各号のいずれかに該当するときは、助成を中止するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 後見開始等の審判が取り消されたとき。
- (3) 第12条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

2 町長は、成年被後見人等の資産状況若しくは生活状況の変化により助成の理由が著しく変化したときは、助成の金額を変更することができる。

(助成金の返還)

第21条 町長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の支給を受けたときは、既に支給した助成金の全部又は一部を成年後見人等の報酬助成金返還命令書(様式第7号)により返還を求めることができる。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

様式第1号（第9条関係）

成年後見制度審判請求費用助成申請書

年 月 日

太良町長 様

申請者：本人
住所
氏名

成年後見人等
住所
④ 氏名 ④

私は、太良町成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条に規定する要件に該当しますので、第9条に基づき成年後見制度審判請求費用助成を申請します。

記

【申請資格】（該当する番号に○をつける）

- 1 生活保護受給者
- 2 生活保護受給者に準ずる者

【内訳】

収入印紙	円	診断書	円
切手	円	鑑定	円
合計	円		

【添付書類】（該当する書類□にチェックをつける）

（提出必須書類）

- 審判書謄本の写し
- 審判確定がわかる書類（登記事項証明書、裁判所が発行する審判確定証明書等）
- 裁判所に提出した財産目録等、収支状況がわかる書類
- 支出書類（領収書、受領書等）
（生活保護受給者）
- 生活保護受給証明書
（生活保護受給者に準ずる者）
- 資産状況がわかる書類

様式第 2 号 (第 11 条関係)

成年後見制度審判請求費用助成決定 (却下) 通知書

第 号
年 月 日

様

太良町長 ㊟

年 月 日付けで申請のあった成年後見制度審判請求費用助成については、下記
のとおり決定しましたので、成年後見制度利用支援事業実施要綱第 11 条第 2 項の規定によ
り通知します。

記

成年後見の種類		後見 保佐 補助
成年被後見人等	住所	
	氏名	
成年後見人等	住所	
	氏名	
助成の可否	可 ・ 否	
助成請求金額	円	

様式第3号（第15条関係）

成年後見人等の報酬助成申請書

年 月 日

太良町長 様

申請者：本人
住所
氏名

成年後見人等
住所
氏名

㊦

㊦

私は、太良町成年後見制度利用支援事業実施要綱第12条に規定する要件に該当しますので、第15条に基づき成年後見等の報酬助成を申請します。

記

法定後見についての状況

法定後見の種類	成年後見 保佐 補助	
法定後見の開始日	年 月 日	
成年被後見人等	住所	
	氏名	
成年後見人等	住所	
	氏名	

報酬助成に係る報酬付与の審判について

報酬付与の審判の日	年 月 日
報酬決定金額	円
報酬の対象期間	年 月 日から 年 月 日まで

(添付書類)

- 報酬付与の審判の際に提出した書類の写し
・収入、必要経費、資産状況の判明する書類
- 登記事項証明書の写し
- 生活保護受給証明書（生活保護を受けている場合）

同意書

私は、成年後見人等の報酬助成の決定のために必要があるときは、太良町が家庭裁判所、社会保険事務所、各種共済組合又は各市町村税・住民部局等官公署に対し、世帯の構成、収入の算定対象となるものの市町村税、固定資産税、その他各種手当等の必要な情報を照会することに同意します。

年 月 日

氏名 ㊦

様式第4号（第16条関係）

成年後見人等の報酬助成決定（却下）通知書

第 号

年 月 日

様

太良町長 ㊟

年 月 日付けで申請のあった成年後見人等の報酬助成については、下記のとおり決定しましたので、太良町成年後見制度利用支援事業実施要綱第16条第2項の規定により通知します。

記

成年後見の種類		後見 保佐 補助
成年被後見人等	住所	
	氏名	
成年後見人等	住所	
	氏名	
助成の可否	可 ・ 否	
助成決定金額	円	
助成対象期間	年 月 日から 年 月 日まで	
備考		

様式第5号(第17条関係)

成年後見人等の審判請求費用・報酬費用助成金請求書

年 月 日

太良町長 様

請求者(本人・成年後見人等)

住所

氏名 ㊦

太良町成年後見制度利用支援事業実施要綱第17条第1項の規定に基づき、成年後見人等の報酬助成を下記のとおり請求します。

記

助成の種類		審判費用	報酬費用
成年後見の種類		後見	保佐 補助
成年被後見人等	住所		
	氏名		
成年後見人等	住所		
	氏名		
助成請求金額			円

振込先	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	
	口座番号	
	フリガナ	
	名義人	

様式第6号（第19条関係）

成年後見制度利用支援事業報酬助成金支給中止（変更）届

年 月 日

太良町長 様

申請者 住所
氏名 ㊦
対象者との関係（ ）
電話

太良町成年後見制度利用支援事業実施要綱第19条の規定により、次のとおり届け出します。

成年被後見人等	住 所	
	氏 名	
届 出 内 容	中 止 ・ 変 更	
中止・変更年月日	年 月 日	
中 止 の 理 由		
変 更 の 内 容	変更前	変更後

- 1 届出内容は、該当するものに○を付けてください。
- 2 中止又は変更があったことを確認できる書類を添付してください。

様式第7号(第21条関係)

成年後見人等の報酬助成金返還命令書

第 号
年 月 日

様

太良町長 ㊤

太良町成年後見制度利用支援事業実施要綱第21条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

返 還 金 額				円
返 還 期 限	年 月 日			まで
返 還 理 由				
返 還 方 法				
交 付 決 定 年 月 日	年 月 日	交 付 決 定 番 号	第	号
助 成 決 定 金 額				円
助 成 金 の 既 交 付 金 額				円

様式第1号(第9条関係)

様式第2号(第11条関係)

様式第3号(第15条関係)

様式第4号(第16条関係)

様式第5号(第17条関係)

様式第6号(第19条関係)

様式第7号(第21条関係)